

第五次地域福祉活動計画

市民がささえる 福祉のまちづくり

2019年度～2023年度

社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会

ごあいさつ

これまで、青梅市社会福祉協議会では、「第一次青梅市地域福祉活動計画」(平成6年策定)に基づき、「市民が支える福祉のまちづくり」を基本理念とした活動を進めてきました。

近年の少子高齢・人口減少社会の進展により、家族関係や地域住民のつながりが希薄化し、住民が相互に支え合う機能が低下している中で、生活困窮や虐待の増加、社会的孤立、ひきこもりなど新たな生活課題を抱える人々が増え、既存の仕組みだけでは対応が難しくなっています。

こうした状況に対応するため、住民による主体的な支え合いを育み、分野を超えたつながりを構築する中で、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現が求められております。

そのために、地域住民をはじめ、行政、福祉、医療、ボランティア等がネットワークを一層強化を図りながら、市が策定した「青梅市地域福祉計画」と一体的に機能させることで、青梅市の地域福祉の更なる推進に努め、世代や様々な制度の枠を超えて地域でつながり、住民一人ひとりと共に課題解決を図り、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員会の委員の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、引き続き本計画推進へのご支援・ご協力くださいますようお願いいたします。



平成31年3月

社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
会長 金子 典由

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

地域福祉計画

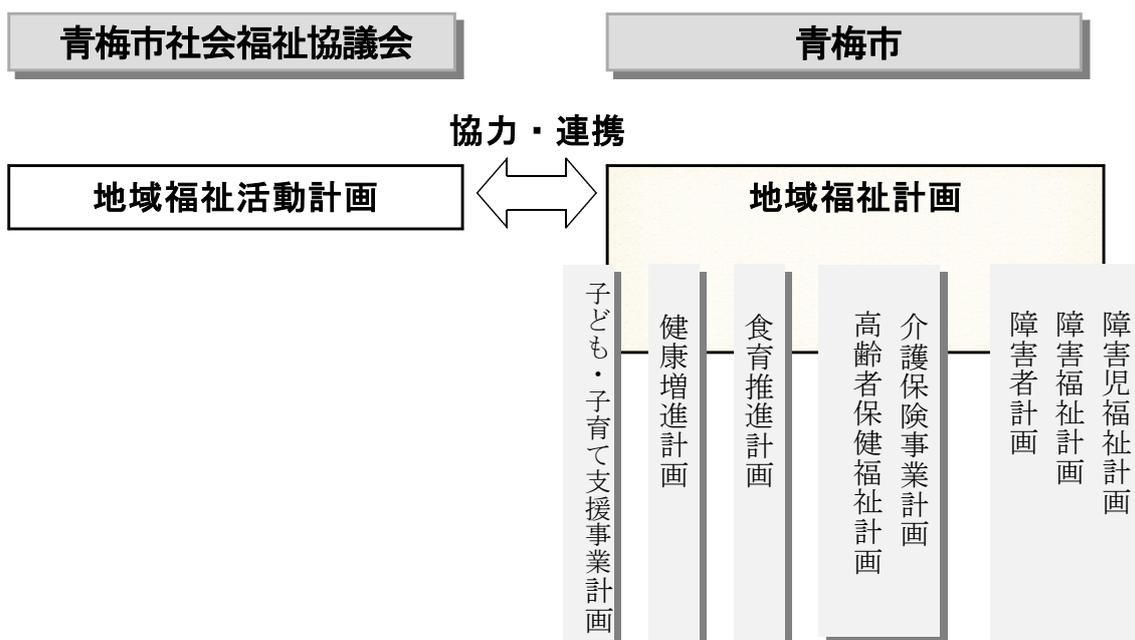
社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を図るための実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

このようなことから、「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間福祉団体の参画のもと「社会福祉協議会」が中心となり策定していくかたちが全国的に取られています。



青梅市社会福祉協議会 地域福祉活動計画について

1. 計画策定の必要性

多様化し、高度化してきた福祉ニーズに対応するため、総合化した地域福祉計画が策定されなければなりません。

市は、総合長期計画のもと、社会福祉環境の整備と構築が図られてきています。市民の立場から「安心して暮らせるまち」にするため、ニーズに即応したきめ細かな対応、行政ではよくなじまないサービスの展開が求められています。

社会福祉協議会は、それらを受け、市民の立場に立った地域福祉活動計画を策定する必要があります。

〈第一次活動計画より、策定の必要性について抜粋〉

2. 市町村社会福祉協議会について

社会福祉法第109条により規定されています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④前3号に掲げる事業の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施します。

3. 各次地域福祉活動計画の特色

①第一次計画（平成7年度～平成12年度）

ノーマライゼーションの地域的な展開として、障がい者の地域生活への支援を主軸にしました。障がい者が当たり前前に暮らせるまちづくり、どこへでも普通に移動ができ、必要な手助けを得られるまちづくりの推進を策定しました。

②第二次計画（平成13年度～平成17年）

地域的な課題を網羅的に取り上げて社会福祉協議会としての取組目標を示す形で計画を策定しました。障がい児、児童、高齢者といった分野別縦割り福祉ではなく、地域という生活の場を横断的にとらえた福祉の支援について、目標を定めるなどの計画を策定しました。

③第三次計画（平成18年度～平成22年度）

二次計画までの達成度や実現性を点検し、高齢者を支える小地域福祉活動の展開を目指しました。核家族化の進展は青梅市においても、高齢者夫婦やひとりぐらしの高齢者の増加という現象を引き起こしました。孤立しがちな高齢者の支援や認知症予防のための諸活動を起点に地域社会の絆を再生させることが重視されました。

④第四次計画（平成23年度～平成27年度）

青梅市の地域社会の変遷を根底に据えて、地域福祉活動計画を考えました。特に子ども、子育ての支援を中心に据えました。また、ボランティア・市民活動への幅広い方々の参加を促す仕掛け、しくみの工夫や大規模災害時など、いざという時の対応も視野に入れ、委員会として共通認識のもと計画を策定しました。

4. 第五次地域福祉活動計画について

青梅市社会福祉協議会（以下「青梅社協」といいます。）は、これまで平成7年から5年間毎に地域福祉活動計画を策定し、「安心して暮らせるまち」を目標に掲げ活動の強化に取り組み、継続的に地域福祉活動を推進してきました。

第四次地域福祉活動計画の実施期間は、平成23年度から27年度までの5年間になっており、平成28年度からは新計画をスタートしなければなりませんでしたが、平成29年度本格実施になる、介護保険の改正、社会福祉法人における公益的な活動の責務化、また指定管理事業の学童保育事業の改正等の今日的な地域福祉課題を整理する必要性がありました。

また、社会福祉法に、「地域福祉の推進」の規程が設けられ地域福祉の推進主体と目的が明確にされたのにあわせて、「市町村地域福祉計画」の規程の中に①地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項③地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項という項目が作られました。そのため「青梅市地域福祉計画（平成26年度～30年度）」を計画的、効率的に推進していくために、「地域福祉活動計画」が必要となり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は連動することが望ましいとかねて活動計画策定委員会から指摘されていました。

こうした背景を踏まえ、青梅社協では、「第五次地域福祉活動計画」の策定にあたっては「青梅市地域福祉計画」との整合性を図るため、第四次計画を元に検証・評価を行い、平成28年度からの3年間は、各種制度改正の動向の行方など、取り巻く環境変化の中で、組織・財政・事業について、段階的な改善やスクラップ&ビルドを進め、新計画の開始は平成31年度としました。

青梅市社会福祉協議会 現在の課題

財源確保

民間助成金の活用
寄付のお礼と使途報告の工夫

既存事業の見直し

事業の見直し・整理
行政サービスとの差別化
福祉教育の重要性
(知らないふりをする前の対処方法)

行政, 団体等との連携

行政との連携
事業企画を協働で実施
情報交換
西多摩地区の社協と共同事業を
実施
社会福祉法人との連携

組織体制の見直し

業務スケジュール管理の実施
課題解決をチーム（社協）で行う
育成した人材を残す職場環境を作る
災害時の体制整備
経営の視点に立って運営する必要性

地域資源の把握

職員が地域に出向く
地域福祉コーディネーターの実施
職員間の情報共有を進める
→地域福祉緊急ランキング
民生委員の孤立化を防ぐ

青梅市社会福祉協議会の課題対応について

| 課題 | 今までの対応内容 | 今後の対応内容 |
|---------------------|--|--|
| 既存事業の見直し (事業の完了) | 活動計画の年次目標の設定 関係機関との情報共有 行政との情報交換 事業の見直し・整理 行政サービスとの差別化 | 短期・長期ゴールの設定 参加者の意見による次期事業の計画 数値化による設定 事業終了後に次回の目標を設定 新たな事業の計画 先進事例の研究 |
| 行政・団体等との連携 | 総合学習の指導 各事業の協力 各会議に参加 地域行事に参加 各研修会に参加 | 次世代リーダー育成に取り組む 事業企画を協働で実施 ジャンルを超えた情報交換 西多摩地区の社協と共同事業を実施 社会福祉法人との連携 |
| 地域資源の把握 | | 職員が地域に出向く 地域行事の情報収集 地域のたまり場の創設 |
| 地域福祉の人材育成 | 総合学習の指導 各ボランティア講座の開催 いきいきサービス等の協力員募集 | 小中学生向け福祉プログラム 学生時から地域活動に繋がるプログラム作り |
| 組織体制の見直し | 組織体制の見直し 職員間の情報共有の推進 | 課題解決を社協チームで行う 業務スケジュール管理の実施 職員内部研修の実施 業務スケジュール管理の実施 |
| 財源確保 | 資金の確保 寄付の使途報告の工夫 社協だよりによるお礼の掲載の工夫 募金箱の取り組み 支出を抑える 経費の節約 事業の効率化（事業の進め方の見直し） 予算の見直し | 事業の見直し 事業の進め方 係を超えた企画・実施 地域資源を有効に活用 企業との連携 経営の視点に立った運営 助成金の積極的な活用 モデル事業の実施 寄付の使途報告のPR方法の研究 |

第五次地域福祉活動計画の構成

基本理念

誰もが安心して暮らせるまちづくり
地域に根差し、地域に必要とされる社協

助けてを、みんなで
支える社会

適切なサービスで豊か
な生活ができる社会

見て見ぬふりをしない
社会



地域福祉コーディネーターの充実

課題の把握・整理・共有

地域ネットワークによる支援

地域福祉権利擁護事業の推進

成年後見制度の推進

多種多様な団体・分野との連携

福祉教育の推進

ボランティア・市民活動の推進

自治会活動との協働

1. 助けてを、みんなで支える社会

1-1 地域福祉コーディネーターの充実

地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、生活支援コーディネーター、これらの事業にはすべて「地域づくり」がキーワードになります。

地域づくりは社会福祉協議会の基本目的ですので、これらの事業からみえる地域課題をどのように地域福祉につなげていくかを行政に明確に伝え、情報共有する必要があります。

社会福祉協議会職員は、福祉活動専門員とも言われ、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画、連絡調整を行うとともに広報活動やボランティアの育成、計画立案等とても広い範囲で業務を行っています。

福祉活動専門員は、昭和41年に国庫補助として社会福祉協議会に配置されています。平成11年、地方交付税に組み入れられ基本的に、コミュニティワーカーとして社会福祉協議会活動には不可欠な存在です。

社会福祉協議会が、これまで「市内では、福祉に関わるさまざまな団体や個人の連携や地域のネットワークが重要」と考え地域福祉を推進してきました。

青梅市は、その活動がさらに重要とし「第4期青梅市地域福祉計画」の中で、「複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」としての「地域福祉コーディネーター」の適正配置に向け、社会福祉協議会と連携・調整し、育成に努めます」と計画し、地域の力で地域の課題を解決するしくみづくりを目指すことにしました。

この地域の課題、お困りごとを地域のみなさんと一緒に解決する調整役が、「地域福祉コーディネーター」です。

地域福祉コーディネーターは、新しい地域福祉の担い手の育成をし、地域の課題の解決のため市民とさまざまな団体との連携をすすめ、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせる地域づくりの推進に努めていきます。

さらに、民生児童委員がこれまで以上に地域のさまざまな機関や活動と連携して、課題解決に向けてチームで「寄り添う支援」を行うことが期待されています。

そして、社会福祉法人の地域ネットワークと民生児童委員合同協議会、地域福祉コーディネーターがそれぞれの強みを活かして協働し、「チーム方式の地域福祉推進体制（東京モデル）」ですすめること期待されます。

また、介護保険法の新地域支援事業における生活支援体制整備事業は、生活圏域に協議体と生活支援コーディネーターを配置することになります。

社会福祉協議会として福祉活動専門員をベースに、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの位置づけを明確化することと、二つのコーディネーターの育成は大きな課題であり、社会福祉協議会のノウハウを活用し育成する事が重要です。

地域福祉コーディネーター

少子高齢化・核家族化の進行に伴い家庭内の相互扶助機能が低下する一方で福祉に関するニーズは多様化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、問題を抱える家庭だけでなく、その地域生活全体をサポートする視点に立つことが重要です。

例えば、ある高齢者の介護に携わる高齢者福祉の専門職の方が、日ごらの活動をとおして、その介護者の家族の問題に気づいた場合、高齢者福祉の専門職のみで解決するのは困難であり、関係機関の連携による横断的な対応・支援が必要となります。また、そのような問題は他の世帯にも存在し、地域の課題となっているかもしれません。このような個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や福祉施設等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として、地域福祉の知識・技術・能力を備えた方を「地域福祉コーディネーター」と位置付けています。

地域福祉コーディネーターの役割

- ・地域の住民ニーズのなかで、専門的な対応が必要なケースへの対応
- ・ニーズの発掘とその解決のためのコーディネート
- ・制度によるサービスと住民活動をつなぐための実践的支援
- ・総合的な相談・生活支援
- ・地域の福祉課題の把握と、課題解決のための活動の開発、支援
- ・制度によるサービスと制度外のサービスをつなげる支援
- ・多様な主体が協働するための地域のネットワークづくり

生活支援コーディネーター

2015年の介護保険制度改正では「地域包括ケアシステム」の構築に向けた「地域支援事業」の充実が明記されています。ここには「互助」メニューの強化にあたる「生活支援サービスの充実・強化」が盛り込まれており、NPOや民間企業、協同組合などが参画し連携を図る「協議体※」の設置と「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置が2018年4月までに各市町村に義務付けられています。

※協議体

市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方

- ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

コーディネーターの役割等

- ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発
- ・関係者のネットワーク化
- ・ニーズとサービスのマッチング

1－2. 課題の把握・整理・共有

既存の事業・活動の中から、あるいは地域の関係機関や他機関との情報交換の中から、制度の狭間になっているニーズの発見、気づきを意図的・積極的に行うとともに、地域の状況をよく知る住民と連携することが重要です。

また、制度の狭間の問題について、課題提起し、必要に応じて社会資源を制度内外含めて作り出していくことが求められています。

相談窓口の充実

専門分野や対象者を特定した相談だけではなく、分野を限定しない「福祉なんでも相談」のように間口を広げることは、制度の狭間のニーズ発見に効果をあげる可能性があります。

また、平日の昼間は相談しづらい住民に対して、夜間の窓口開設、メールでの相談受付なども検討する必要があります。

相談窓口に来られない市民の対応

相談窓口に来られない市民に対して、アウトリーチ機能を強化していく必要があります。

サービスを受けることに積極的でない人、自らのニーズや課題を認識していない人に対して働きかけていくために、地域に出向いてニーズを発見することが社会福祉協議会の重要な役割となります。ニーズに関する情報が集まりそうな団体等とのネットワークをつくり、情報を得る体制が入ってくる流れをつくるとともに、市民との接点を積極的に持つことも効果的です。

また、様々な人が集まる場や居場所を設けることによって、仲間作りが促され、ニーズが掘り起こされたり、具体的な解決も進んでいく可能性があります。

ニーズ発見機能の強化

社協では、高齢者調査の実施や、ささえあい事業等、住民の活動を通してニーズを把握してきました。

また、いきいきサービスや介護予防教室等の在宅福祉サービス事業もニーズ把握の重要な場面となっています。

しかし、こうした事業・活動を続けていく中で、「実施のみが目的化してしまっていないか」、「新しいニーズを発見する糸口になっていますか」を点検し、活動の意味や位置づけを確認しながら常に改善していく必要があります。

また、社会福祉協議会は様々な相談に対応するため、組織内の共有、集約・分析がされないために、次の展開に活かされないという課題も生じています。解決につながらなかった相談も含めて相談を記録化、データベース化し、内容を把握しながら進めることが重要になります。

さらに、こうした取り組みを通じて、明らかになったニーズを社会福祉協議会で解決するだけでなく、社会福祉関係者や関連分野に対して、課題解決に向けた協働を呼びかけることで、制度外の福祉サービス・活動の活性化にもつながることが期待されます。

| |
|--|
| ■青梅市民生児童委員合同協議会の6地区で地域の実情や福祉課題の解決策を話す場を実施します。 |
| ■上記会議で出た意見を市民等に報告するとともに、支援者を募ります。 |
| ■地域団体等と協働し、地域の個別課題や情報共有ができる場を作ります。 |
| ■市民や企業に対し、地域の福祉課題を把握、共有するための場への参加を呼びかけます。 |
| ■ボランティア団体が活動上の課題や情報を共有できる場を作ります。 |
| ■地域の福祉活動を、ホームページ等で情報発信して広く周知します。 |
| ■市民の困りごとの支援等について、近隣企業等でも対応できるような仕組みを作ります。 |
| ■市内企業等に車いす貸出の協力サポート店等の協力を依頼し、地域の方が身近に活用できるよう取り組みを進めます。 |

※アウトリーチ

手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、福祉サービスを拒んだり攻撃的・逃避的な行動を示す人に対して実施機関が積極的に働きかけ、利用を実現させるような取り組みのことを言います。

1-3. 地域ネットワークによる支援

発見したニーズを解決につなげる仕組み

様々な関わりからニーズを掘り起こすとともに、発見したニーズは必ず解決や支援に結びつけることが必要です。

しかし、利用できる社会資源が不足している状況下では、つなげる先が無いためにニーズが解決できない可能性があります。社会福祉協議会だけで対応するのではなく、地域の様々な社会資源について、それぞれの機能や事業・活動、キーパーソン等に関する情報を共有し、ネットワークを組む必要があります。

また、住民や行政にも働きかけながら、不足している社会資源を新たに作り出すことも重要です。

そして、相談窓口を紹介するだけではなく、必要に応じて窓口に同行する、一緒に見学する、サービスや支援が中止しても見守りを続ける支援も重要です。

住民と専門職の連携、協働

相談窓口やサービスの申請に至らないニーズ、制度の狭間のニーズを把握するためには、社協の取り組みだけでは限界があります。地域で暮らす住民だからこそ、最もニーズをよく知っていますし、一方で、住民だけでは解決できない問題や、住民が気づいていても専門機関につながらないケースもあります。

社会福祉協議会には多くの専門職が所属していますが、地域住民と個別支援に関する連携の機会、経験が少ない職員もいます。現在は民生委員児童委員協議会の地区協議会に参加していますが、今後、住民との接点も増やしていくことが重要です。

| |
|---|
| ■個別の困りごとを自治会、民生・児童委員等の身近な人に相談でき、内容に応じて様々な機関につなげられるような仕組みを作ります。 |
| ■地区担当職員が各地域に出向き、困りごとの解決をするための第一歩として、顔の見える関係づくりを強化します。 |
| ■日頃より、市民による見守り等、継続的に行われるような地域づくりを働きかけます。 |
| ■関係機関等と連携・協力し、相談窓口等の福祉情報を周知します。 |
| ■地域の課題解決に向けた取り組みについて市民と共に考え、関係機関と連携するための「ささえあい会議（仮称）」を開催し、地域の支え合いの力を高めます。 |
| ■様々な機関との連絡会やネットワーク会議等を活用し、地域課題を共有するとともに必要な支援、サービスについて検討します。 |

2. 適切なサービスで豊かな生活ができる社会

2-1 地域福祉権利擁護事業の推進

平成12年度から始まった介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者が「選択」し提供者と「契約」をすることが必要です。しかし、認知症や精神障がい等をお持ちの方は適切な福祉サービスを自分で選択することや、利用しているサービスが本当に必要なサービスなのか自分で判断することが困難です。また、サービス利用料をはじめとする日常生活上で発生する支払いが滞ることや、必要のない出費をしてしまうことがあります。

地域福祉権利擁護事業では本人との契約により、適切な福祉サービスの利用を援助することで、地域で安心して生活ができるよう支援するとともに、金銭管理や重要書類の預かりを行います。

高齢化は今後も進行しますので、地域福祉権利擁護事業の需要はますます高まります。今以上に、認知症や精神障がいをお持ちの方が地域で安心した生活を送ることができるよう進めていきます。

■地域福祉権利擁護事業では利用者に対して支援計画を作成します。利用者の状態の変化に対応し、支援計画の見直しや利用中の福祉サービスが適切な内容か判断します。

■地域福祉権利擁護事業で支援している方の判断能力がなくなり、契約していることが分からなくなった方は成年後見制度へ移行し、支援がとぎれないように配慮することが必要です。成年後見制度への移行を的確に判断できるよう、利用者の状況の把握をこれまで以上に徹底します。

2-2 成年後見あんしん生活創造事業の推進

成年後見制度は認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない方が悪質な訪問販売員に騙されて高額な商品を契約するなど不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをして、その方の援助者を選定・支援する制度です。

また、成年後見制度は精神上の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活をするができるような社会を作るという理念）の理念をその趣旨としています。よって、仮に成年後見人が選任されても、近所での買い物など日常生活に必要な範囲の行為は本人が自由にすることができます。

青梅市社会福祉協議会では青梅市からの受託により、月2回の弁護士による無料相談会の開催や、法人として後見人業務を行う法人後見、成年後見制度の利用促進や首長申立案件を協議する推進機関運営委員会の設置、市民向けの講座、親族後見人懇親会を開催しています。

特に法人後見は受任件数が増加しており、今後も身寄りや貯金の無い方の後見業務を引き続き行っていきます。

平成30年度からは、より一層の周知と利用促進を図ることを目的に、地域福祉権利擁護事業と成年後見あんしん生活創造事業を行っている「権利擁護センターおうめ」を「成年後見・権利擁護センターおうめ」と名称を変更しています。そして具体的業務でも以下の点を重点的に進めていきます。

■「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により成年後見制度の利用促進にかかると総合的かつ計画的な施策の推進が図られることとなりました。

社協がこれまでの取り組みを活かし、地域連携ネットワークに積極的に参画します。また、親族後見人を対象に、研修やセミナー等を開催して普及啓発に努めていきます。

■市民向け講演会を、成年後見制度推進機関運営委員の幅広い各専門職が自分の分野に特化したシリーズの講演会へと発展させることで、成年後見制度への理解がより深まることを期待できます。

■支援を必要とする方を地域で見守れるよう、関係機関とネットワークを構築します。

■成年後見支援員を増やし、法人後見の支援体制を整えます。

2-3 多種多様な分野との連携

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は「本人の権利や財産を守る」ことが目的です。一人の人を支えるためには多種多様な分野の関係者がチームを組み、それぞれが自分の役割を果たすことが大切です。これまでのチームは、ケアマネジャーなどの福祉専門職や、弁護士・司法書士などの専門職で構成されることがほとんどでしたが、時代の流れに合わせてこれまで福祉とは深い関係がなかった分野の動きが活発になっています。

青梅市は「青梅市見守り支援ネットワーク事業」として、一人暮らし高齢者等の見守りを充実させるため、ガス、電気、水道、新聞販売や生協など民間事業者等と見守りに関する協定を締結しています。この協定において、民間事業者等は日常業務の中で「緩やかな見守り」を行い、異変を発見した場合に市へ連絡する一方、市では関係機関や地域と連携して対応することとしています。

また、大手信託銀行が認知症等で判断能力が低下した高齢者の資産を振り込め詐欺などから守るために、後見人をつける際に家庭裁判所を通じて信託銀行が財産を引き受ける仕組みや、病院と連携して入院費用やリハビリ費用を本人や家族でなく銀行が病院に直接支払うサービスを始めています。

このように、これまでチームに加わることがなかった分野の関係者とのネットワークを構築することは、新たな視点での支援につながる可能性があります。そして新たなネットワーク構築とともに、既存のネットワークに対して改めて権利擁護の視点を持ってもらうことで、「本人の権利や財産を守る」ことが徹底されます。必要な情報を的確に収集・チームでの情報共有を密に行い、本人の望む生活を達成するためのきめ細かい支援を行います。

3. 見て見ぬふりをしない社会

3-1 福祉教育の推進

困っている人がいるとき見て見ぬふりをしないことは、皆が暮らしやすい地域社会を作る上で大変重要になります。

しかし、他者への関心が薄れてきていると言われる現代社会において、誰もが自然に困っている人を助ける、あるいは、自分たちの地域で起こっている困りごとに目を向けて解決のために行動することは、決して容易ではありません。

そこで、社会福祉協議会の役割として重要になるのが福祉教育の推進です。

現在、社会福祉協議会では市内小中学校での車いす体験や白杖体験、ボランティア団体等の協力による手話・点字体験を通して、子どもたちが福祉を考える機会づくりを行っています。その目的は、障がい者や高齢者の状況を体験することで、誰もが暮らしやすい社会にするためにはどうすれば良いかを子どもたちに考えてもらうことにあります。

また、毎年実施している夏体験ボランティアは中学生・高校生が施設へ行き、実際に高齢者・障害者の方と関わることにより、ボランティア体験の第一歩を踏み出してもらうとともに、不自由に感じていることやそれを解消するための工夫について生の声を聞く機会にもなっています。

今後は親子参加での夏体験プログラムを増やすことで小学生にも参加の機会を拡げ、また家庭で共通体験について話すことによって子どもがより深く考え、振り返ることを進めていくことが重要です。

福祉教育の対象は子どもたちに限りません。地域の大人たちが福祉を考える場を作ることも必要です。

大人の場合は子どもと違い学校という共通の学びの場がないため、例えば近年関心の高い災害ボランティア関連の講座の中で助け合いの重要性を伝えていくなど、あらためて福祉に触れる機会を作る必要があります。

まずは、福祉を他人事と思わない考え方を持っていただき、そして、地域の中で少しずつ理解者を増やして支えあいの輪を広げていくことが社会福祉協議会の重要な役割です。

| |
|----------------------------------|
| ■市民に福祉を学ぶ機会を作ります。 |
| ■介護事業所や施設等と連携して、「福祉教育」を進めます。 |
| ■社協主催ではない市内各種イベントで福祉に触れる機会を作ります。 |

3-2 ボランティア・市民活動の推進

お互いに助け合える社会を目指すとき、ボランティアの存在は欠かすことができません。ますます進む高齢化、また家族関係の変化などによって福祉ニーズが多様化・複雑化してきたことで、制度の狭間で生活課題を抱える方が増えています。そのような、既存の制度では支援することが難しい方たちのニーズに応えるには、ボランティアの力が必要になってきます。

ボランティア活動の推進において中心的な役割を果たすのはボランティア・市民活動センターです。センターには、地域における新たなニーズをいち早くキャッチして先駆的に取り組むことが求められます。そして、内容が実験的で社会福祉協議会として取り組むのは難しいことや、誰かがやらなければいけないが誰もできていないことに対し、積極的・機動的な対応ができるのがボランティアセンターの強みと言えます。

また、近年多発している災害時においてボランティアの力が非常に大きなものであることは、すでに各地で実証されています。

災害時には社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置されることにより、幅広い方が助け合い活動としてボランティア活動に参加できます。日常の強みを活かし、非常時にも地域を支える中核的な存在としてボランティアセンターが機能するためには、日頃から行政や関係機関との連携を密にすること、災害ボランティアセンターの設置マニュアルを整備して備えること、また防災への関心が高まっていることを追い風にして積極的に災害ボランティアの養成を進めていくことなどが重要です。

また、社会福祉協議会では高齢者・障がい者施設への寄付活動の橋渡しとして使用済み切手・ベルマークの寄付を受け付けています。集められた切手やベルマークは施設を整備するための資金となりますが、切手であれば「はがすボランティア」や「同じ種類にまとめるボランティア」などの協力により成り立っています。そして何より寄付することがボランティアになりますので、「集めるだけで気軽にできるボランティア」として一層周知することがボランティア意識の向上につながります。

■総合防災訓練や地域の防災訓練等に参加し、情報収集、共有を図ります。

■被災者とボランティアをコーディネートする災害ボランティアセンターの運営や活動の体制を強化するために、関係機関と日頃からのネットワークを作ります。

■災害ボランティアセンターの運営訓練を行い、万が一の災害発生に備えます。

■在住、在勤、在学者向けの災害ボランティア講座を行います。

3-3 自治会活動との協働

年々加入率が低下している自治会ですが、住民同士の助け合いにおける原点のような存在であり、あらためてその重要性が再認識されています。その背景には、地域全体が高齢化する中で支え合いが必要になってきたことや近年多発している災害の際に、近隣住民同士の助け合いが重要な役割を果たすと認知されてきたことがあります。

一方で、高齢化や災害を喫緊の課題と感じられない地域住民も多く、日々の仕事や生活を優先してなるべく自治会に関わりたくない、関わるメリットが分からない、関わる余裕がないという状況も生まれています。

自治会活動を推し進めるためには、地域で起こっている課題が自分と無関係のものではなく、その解決を考えることが結果的に自身のためにもなることや近所同士の助け合いによってメリットがあることなどを住民に伝えていくことが重要です。

実際、自治会に加入していて良かったという声の中には、「定期的に自治会活動に関わることで近所に顔見知りが増えました。」「意外と高齢者が多いなど地域の現状が分かりました。」「回覧板で地域の情報を知ることができて良いです。」というものがあります。これらは日常においてもそうですが、特に災害時における災害弱者の方々には、大きなメリットになり得ることばかりです。そのことを地域住民に広く理解してもらうことが、自治会活動の推進において重要です。

社会福祉協議会としても、広報を通して自治会の取り組みを伝えることにより、同じような課題を抱えている他の自治会の地域づくりにおけるヒントにつなげることで、また、自治会主催のイベントに積極的に顔を出すなどして日頃から顔の見える関係づくりをしていくことが必要となります。

今後ますます地域における課題は顕在化していくと思われませんが、特に青梅市の場合は地域差が大きいこともあり、地域のことは地域で解決することが求められてきます。その際に自治会任せにするということではなく、社会福祉協議会が目指す住民主体による地域づくりを進めるためにも、自治会と強力なパートナーとして協力・連携していくことが重要となります。

■地域団体等と協働し、地域の個別課題や情報共有ができる場を作ります。

■地域の福祉活動を、ホームページ等で情報発信して広く周知します。

■個別の困りごとを自治会、民生・児童委員等の身近な人に相談でき、内容に応じて様々な機関につなげられるような仕組みを作ります。

■地区担当職員が各地域に出向き、困りごとの解決をするための第一歩として、

顔の見える関係づくりを強化します。

■日頃より、市民による見守り等、継続的に行われるような地域づくりを働きかけます。

■地域の課題解決に向けた取り組みについて市民と共に考え、関係機関と連携するための「ささえあい会議（仮称）」を開催し、地域の支え合いの力を高めま

す。

■様々な機関との連絡会やネットワーク会議等を活用し、地域課題を共有するとともに必要な支援、サービスについて検討します。

青梅市社会福祉協議会既存事業の今後の在り方

青梅市社会福祉協議会の各種事業は、市民や企業等からいただく会費や寄付金、募金配分金、さらには青梅市市補助金などを財源として実施しています。

これらを踏まえ、社会福祉協議会事業の目的・目標を明確にし、市民の視点に立って「どれだけ役立っているのですか」など評価し、改善につなげていきます。

下記の事業の現状をもとに、「強化」「継続」「改善」「廃止」のいずれかで判断を行いました。

その評価結果を活かすことで、効果的で効率的な運営を図り、第五次地域福祉計画の各種事業を推進するとともに、地域福祉のより一層の推進を目指していきます。

| 事業名 | 事業内容 | 今後の在り方 |
|--------------|--|--------|
| 高齢者調査 | 市内在宅のひとりぐらし高齢者(70歳以上)、ねたきり等高齢者(70歳以上で6か月以上ねたきり等で介護を必要とする状態)及び高齢者世帯(世帯の構成員が70歳以上)の各調査を民生児童委員の協力で実施。 | 継続 |
| 各種団体との連携 | 市行政機関、民生児童委員合同協議会、自治会連合会福祉施設、福祉団体等との連携協調をはかり福祉活動の推進を図っている。 1 青梅市関係3部(市民部、健康福祉部、子ども家庭部) 打ち合わせ会 2 青梅市民生児童委員合同協議会 | 強化 |
| 福祉のしごと相談・面接会 | 福祉の職場での就労意欲のある人材を掘り起し、求人施設・事業所と結び付けることにより、福祉人材の確保を目的とした面接会を実施。 | 継続 |
| 広報 | 広報紙「お元気ですか」を年4回(6月、9月、11月、3月)発行し事業周知と福祉の情報提供を行っている。1回32,000部 市民に親しまれる広報紙を目指し広報委員会で内容等を検討した。 | 強化 |
| 「声の広報」発受送 | 視覚障がい者に情報提供するため、「お元気ですか」をカセットテープに朗読録音して送付。 | 改善 |
| ホームページ | インターネットを通じて、最新の情報を得ること | 強化 |

| | | |
|-----------------|---|----|
| ジ運営事業 | ができるよう、情報のネット配信の充実を行っている。 | |
| 組織強化事業 | 自治会連合会、民生児童委員合同協議会へ助成金を交付している。 | 継続 |
| 福祉団体等助成事業 | 助成金審査委員会の審査の結果、団体に助成金を交付し活動を支援している。 | 継続 |
| ボランティア活動助成事業 | ボランティア・市民活動センター運営委員会の審査の結果、助成金を交付し活動を支援している。 | 継続 |
| ささえあい活動助成事業 | 市民みんなが地域で安心して暮らせるよう住民による地域のささえあい活動を支援した。助成金審査委員会の審査の結果、団体に助成金を交付し活動を支援している。 | 改善 |
| 戦没者追悼事業 | 各地域で開催する戦没者追悼式に助成金を交付。 | 継続 |
| 緊急援護事業 | 路上生活者など緊急の援護を要する者への一時的な援護をしている。 | 継続 |
| おせち料理事業 | 高齢者・障がい者の方が心新たな新年を迎えていただくために、おせち料理を廉価で届けるサービスを実施。 | 改善 |
| 青梅市敬老会 | | 継続 |
| 高齢者訪問 | 青梅市との共催により、本年100歳到達の高齢者宅を市長と会長で訪問し、記念品を贈り長寿を祝している。 | 継続 |
| 高齢者見舞品事業 | 市内在宅のねたきり高齢者に、民生児童委員を通じて見舞品をお届けしている。 | 改善 |
| ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行 | 地域で孤立しがちな70歳以上(4月1日現在)のひとりぐらし高齢者に行楽の機会をつくり慰安・激励し相互の交流親睦を図ることを目的としたバス旅行を実施。 | 改善 |
| おばあちゃん女子会 | 65歳以上の女性に対して、料理の基本から応用までの講習会を実施し充実した生活が送れるようにするとともに高齢者同士の交流の場として料理教室を実施。 | 改善 |
| 男の料理教室 | 65歳以上の男性に対して、料理の基本から応用までの講習会を開催した。ひとりぐらしになった時 | 改善 |

| | | |
|------------------------|--|----|
| | にも充実した食生活が送れるようにするとともに高齢者の交流の場として講習会を実施。 | |
| 高齢者介護 予防事業 | 市内在住の 60 歳以上の方を対象に、介護を受けずに心身とも健康で豊かに在宅生活を送れるように日常生活の中で出来る転倒予防体操や認知症予防を自ら学ぶ講習会を実施した。各地域の自治会館等で出張教室も実施。 | 強化 |
| 障がい者の 支援 | 青梅市障がい者サポートセンター等と連携し障がい者の支援を実施。 | 強化 |
| 学習会 | 青梅市障害者団体連合会との共催で学習会を実施。 | 強化 |
| 障がい者と 家族のスポ ーツ大会 | 「青梅市障がい者と家族のスポーツ大会」の実行委員会事務局を担っている。 | 改善 |
| 車いす貸出 事業 | 通院、旅行の時や、介護保険の認定がされるまでなど短期間の使用のために車いすの無料貸し出しを実施。 | 継続 |
| お〜ちゃんフ ェスタ事業 | 誰もが明るく共に生きることのできる社会づくりをめざし、広範な市民の交流の場として開催する。 | 強化 |
| 年末家事援 助事業 | 高齢者世帯、ひとりぐらし高齢者に協力員を派遣し、有償で年末の大掃除を実施した。また、大掃除を通して、利用者と協力員のふれあいの機会としている。 | 改善 |
| ハンディキ ャブ貸出事 業 | 車いすの方の外出に社協が所有する 2 台の福祉車両の貸し出しを実施。 | 改善 |
| ささえあい 活動事業 | 友田小学校 3 年生の児童、保護者、地域の自治会員、ボランティアとともに友田地域を歩き「ささえあいマップ」作りの授業を行った。防災・防犯の意識を高めるとともに地域内の関わり合いについても意識向上を図っている。 | 改善 |
| いきいきサ ービス事業 | 市内在住のおおむね 65 歳以上の高齢者、心身に何らかの障がいをお持ちの方に対し、市民の協力を得て日々の家事や介護等のお手伝いをしている。 | 強化 |
| 緊急通報サ ービス事業 | 65 歳以上もしくは障がいをお持ちの方を対象に、急な発作、病気など身の危険を感じた時にペンダント型の救急ボタンを握ることで警備会社に通報され、 | 改善 |

| | | |
|--------------------|---|----|
| | 適切に対応するサービスを行っている。 | |
| ボランティア・市民活動センターの運営 | ボランティア活動の推進を通して、ボランティアの担い手の育成を図るとともに、団体への育成を促進し、併せてボランティア活動の充実を目指す。 | 強化 |
| 高齢者配食サービス事業 | ひとりぐらし高齢者及び高齢者世帯等の食生活の改善と、配食ボランティアによる地域交流、安否の確認を目的とした、高齢者配食サービスを対象者一人につき、週3回実施。 | 改善 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚障がい者の社会参加促進のため、手話通訳者、要約筆記者を派遣。 | 改善 |
| 介護保険認定調査受託事業 | 青梅市及び他市区町村からの委託により介護保険認定調査を実施。 | 改善 |
| 生活福祉資金貸付事業 | 緊急小口資金 医療費支払い、給料の紛失盗難、年金等支給までのつなぎ、被災した世帯などに一時的な生活費の貸し付け。 不動産担保型生活支援資金 一定の居住用不動産(評価額 1,500 万円以上)を担保とした生活資金の相談・貸し付け。 要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金 一定の居住用不動産(評価額 500 万円以上)を有する要保護世帯(生活保護受給世帯)に不動産を担保とした生活資金の相談・貸し付け。 | 継続 |
| 生活困窮世帯学習支援事業 | 生活保護受給世帯の自立促進、貧困の連鎖の防止を目的に、該当世帯の小学校6年生、中学生に対して、学習支援を実施し基礎学力の向上を図るとともに、保護者に対しては、進学に必要な情報提供養育に関する相談支援を行っている。 | 継続 |
| 地域福祉権利擁護事業 | 判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、日常生活を営むための援助としての福祉サービス利用援助を中心に、金銭管理サービスや書類預りサービスを実施。 | 強化 |
| 成年後見あんしん生活 | 成年後見制度の申し立てや利用に関する相談に応じるとともに、成年後見制度を推進するための成年 | 強化 |

| | | |
|--------------|---|-----|
| 創造事業 | 後見推進機関運営委員会を開催。 | |
| 福祉サービス総合支援事業 | 市民が地域において福祉サービスを安心して選択し利用できるよう相談・援助を実施した。また、成年後見制度や遺言について、弁護士の無料による福祉専門相談を実施。 | 強化 |
| 応急小口資金貸付事業 | 緊急的な理由により生活費の不足が生じた世帯への貸し付けをしている。 | 継続 |
| 歳末たすけあい運動事業 | 市民、団体への呼びかけによる募金活動と駅頭での街頭募金を行った。共同募金会を經由して翌年度の青梅の地域福祉活動事業に活用。 | 継続 |
| 学童保育事業 | 小学校児童で、下校しても保護者の就労等不在のため、適切な監護の受けられない児童を一定時間、集団保育することにより児童の危険防止と健全な育成を図っている。 | 継続 |
| おうめ生活サポーター事業 | 介護予防・日常生活総合支援事業の第1号訪問事業（訪問型サービスA）として、青梅市から事業者指定を受けて実施した。従事者（おうめ生活サポーター）が、要支援状態又は事業対象者の自宅を訪問し、介護保険に基づき、日常の掃除や買い物等の家事支援を提供。 | 見直し |
| 収益事業 | 自主財源確保のため自動証明写真機の設置、カップ飲料等販売を実施。 | 継続 |

青梅市社会福祉協議会第五次地域福祉活動計画策定委員名簿

敬称略

| No | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|--------|------------------------------------|------|
| 1 | 大久保 秀子 | 浦和大学 浦和大学短期大学部学長 | 委員長 |
| 2 | 川井 誉久 | 東京都社会福祉協議会地域福祉部長 | 副委員長 |
| 3 | 岡垣 豊 | 弁護士 青梅市社会福祉協議会福祉専門相談相談員 | |
| 4 | 宮口 泉 | 自治会連合会 青梅市社会福祉協議会理事 | |
| 5 | 中村 佳美 | 民生委員・児童委員合同協議会 青梅市社会福祉協議会理事 | |
| 6 | 奥住 尚弘 | 奥住運輸有限会社代表取締役 | |
| 7 | 山下 望 | 青梅学園拠点長 青梅市社会福祉協議会評議員 | |
| 8 | 本間 清郷 | 聖明園寿荘施設長 青梅市社会福祉協議会評議員 | |
| 9 | 関 満枝 | NPO法人青梅市障害者団体連合会長 青梅市社会福祉協議会評議員 | |
| 10 | 横手 多喜子 | NPO法人青梅こども未来理事長 | |
| 11 | 浦野 明子 | 青梅市福祉総務課長 | |

事務局

| | | | |
|---|-------|-------------------|--|
| 1 | 清水 宏 | 青梅市社会福祉協議会事務局長 | |
| 2 | 高瀬 由直 | 青梅市社会福祉協議会次長 | |
| 3 | 遠藤 朱美 | 青梅市社会福祉協議会福祉相談係係長 | |
| 4 | 大瀬 仁美 | 青梅市社会福祉協議会地域係係長 | |
| 5 | 小川 明 | 青梅市社会福祉協議会総務係主任 | |

第五次地域福祉活動計画策定委員会検討経過

第1回 平成30年6月22日（金）

- ・青梅市社会福祉協議会の現状について
- ・地域福祉活動計画について
- ・国、青梅市の動向について
- ・今後の進め方について

第2回 平成30年9月5日（水）

- ・第1回策定委員会の振り返り
- ・青梅市地域福祉計画について
- ・第5次地域福祉活動計画について
- ・今後の進め方について

第3回 平成30年11月9日（金）

- ・第2回策定委員会の振り返り
- ・第4期青梅市地域福祉計画について
- ・第5次地域福祉活動計画について
- ・今後の進め方について

第4回 平成31年1月11日（金）

- ・第五次地域福祉活動計画（案）について
- ・第4期青梅市地域福祉計画について

第5回 平成31年2月26日（火）

- ・第五次地域福祉活動計画（案）について

青梅市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 青梅市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）の策定について青梅市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、青梅市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）の諮問に応じ、活動計画の策定に関し必要な事項について協議し、答申する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき、委員10人以内で構成し、会長がこれを委嘱する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 知識経験者 | 3人 |
| (2) 社会福祉協議会理事 | 2人 |
| (3) 社会福祉団体・施設の関係者 | 3人 |
| (4) ボランティア・NPOの関係者 | 1人 |
| (5) 東京都社会福祉協議会 | 1人 |
| (6) 行政担当者 | 1人 |

2 この委員会に委員長および副委員長を置く。委員長1名及び副委員長1名は委員が互選する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、青梅市社会福祉協議会内に置く。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(附則)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。